

(短期退職時の紹介手数料の取り扱い)

求職者が、自己の意思又は就業規則違反等の求職者の責に帰すべき事由により短期退職した場合は、当社は、求人企業から受領した紹介手数料を、次の割合で計算した金額を払い戻す。

1 か月未満で退職した場合：紹介手数料の 8 0 %

3 か月未満で退職した場合：紹介手数料の 5 0 %

6 か月未満で退職した場合：紹介手数料の 2 0 %

求職者が、求人企業の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の払い戻しは行わない。

許可番号 20-ユ-300313

合同会社林事務所

所在地 長野県上田市天神四丁目 6 番 8 号

事業所の名称 国際教育交流協会